六　「インターネットプロトコル電話用設備」とは、電話用設備（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。

［七　略］

八　「インターネットプロトコル移動電話用設備」とは、移動電話用設備（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。

［九～二十五　略］

（緊急通報機能）

第十二条の二　アナログ電話端末であつて、通話の用に供するものは、電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号を使用した警察機関、海上保安機関又は消防機関への通報（以下「緊急通報」という。）を発信する機能を備えなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第五条　第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（法定機能の区分、内容及び対象設備等） **第四条**　法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。			（法定機能の区分、内容及び対象設備等） **第四条**　［同上］		
機能の区分	内容	対象設備	機能の区分	内容	対象設備
［略］	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］
二　端末系交換機能	［略］	［略］	二　端末系交換機能	［同上］	［同上］
番号ポータビリティ機能	番号ポータビリティを実現するため、第一種指定加入者交換機において、第一種指定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、他の電気通信事業者が設置する交換等設備に直接収容された固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。）又は当該他の電気通信事業者が設置する交換等設備を識別する機能		番号ポータビリティ	番号ポータビリティ（利用者が、当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更することができることをいう。）を実現するため、第一種指定端末系伝送交換機において、第一種指定加入者交換機に接続される第一種指定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、他の電気通信事業者が設置する交換等設備に直接収容された固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置	